

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会  
平成18年度第3回畜産部会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成18年度第3回畜産部会が開催されました。

記

1. 日 時： 平成19年3月8日(木) 10:30～17:30

2. 場 所： 農林水産省三番町共用会議所 2F 大会議室  
千代田区九段南2-1-5

3. 出席者

委員等(別添1のとおり)、山本副大臣、生産局長、畜産企画課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課長 等

4. 議 題

- ・ 平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項について
- ・ 平成19年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について
- ・ 平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について  
( 諮問：別添2 )

5. 答申及び建議

食料・農業・農村政策審議会の答申及び建議が決定され(別添3)、農林水産大臣に提出された。(山本副大臣)

【問合わせ先】

生産局畜産部畜産企画課 担当：伏見(内線3865)

牛乳乳製品課 担当：磯貝(内線3952)

食肉鶏卵課 担当：神田(内線3982)

電話 03-3502-8111(代表)

03-3501-1083(畜産企画課直通)

03-3501-1018(牛乳乳製品課直通)

03-3501-3776(食肉鶏卵課直通)

当資料ホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

(別添1)

食料・農業・農村政策審議会生産分科会  
平成18年度第3回畜産部会出席委員等一覧

(委員：2名)

しょうげんじ  
生源寺  
いとう  
伊藤

しんいち  
眞一  
じゅんこ  
淳子

東京大学大学院農学生命科学研究科教授  
(株)エイガアル代表取締役社長

(臨時委員：16名)

あきおか  
秋岡  
あさの  
浅野  
あべ  
阿部  
かとう  
加藤  
こんどう  
近藤  
たけみ  
武見  
てらうち  
寺内  
とびた  
飛田  
ないとう  
内藤  
ふくだ  
福田  
ふじ  
富士  
ほりえ  
堀江  
ますだ  
増田  
まつぎ  
松木  
まんの  
萬野  
むら  
村井

えいこ  
榮子  
しげたろう  
茂太郎  
あきら  
亮  
かずひこ  
和彦  
やすこ  
康子  
ゆかり  
ゆかり  
まさみつ  
正光  
としあき  
稔章  
ひろのぶ  
廣信  
すすむ  
晋  
しげお  
重夫  
みつひろ  
光洋  
あつこ  
淳子  
あつみ  
篤美  
しゅうぞう  
修三  
こういち  
弘一

経済エッセイスト  
日本乳業協会副会長  
日本大学生物資源科学部教授  
北海道農政部技術普及課長  
サントリーお客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト  
女子栄養大学教授  
日本食肉市場卸売協会会長  
北海道農業協同組合中央会副会長  
中央畜産会常務理事  
九州大学大学院農学研究院助教授  
全国農業協同組合中央会常務理事  
養豚経営者  
ジャーナリスト  
主婦連合会常任理事  
肉用牛経営者  
日本飼料工業会会長

( 別添 2 )

18生畜第2529号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成19年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

18生畜第2542号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成19年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

18生畜第2541号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添3)

18食農審第67号

平成19年3月8日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成19年3月8日付け18生畜第2529号で諮問があった平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「限度数量」という。)及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成19年3月8日付け18生畜第2941号で諮問があった平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成19年3月8日付け18生畜第2942号で諮問があった平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
肉用子牛の合理化目標価格については、平成19年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

## 建 議

### 酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、配合飼料価格安定制度の運用、青刈りとうもろこし等の高栄養作物や耕畜連携による稲発酵粗飼料等の一層の生産拡大、放牧及びコントラクターやTMRセンターの活用等による国産粗飼料の利用、食品残さをはじめとする未利用・低利用資源の飼料化、飼料の利用効率向上のための飼養技術の普及等を推進すること。
- 2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、地域の実態に即した認定農業者の更なる増加、情報ネットワークの充実、生産性及び品質向上の基礎となる家畜改良の推進に努めること。
- 3 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を踏まえ、耕畜連携の推進等により家畜排せつ物の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、高病原性鳥インフルエンザをはじめ家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、適切な広報の推進に努めること。関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、適切な執行に努めること。

## 酪農・乳業関係

- 1 生乳需給が引き続き緩和基調にあり、19年度も減産型の計画生産が必要となっているが、北海道におけるチーズ新增設工場の稼動も踏まえ、需要の伸びが見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳向け生乳の供給を安定的に拡大すること。また、都府県における減産型の計画生産時の需給改善を図るとともに、広域的な生乳流通体制の確立を図ること。
- 2 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせた新商品の開発の促進を図ること。
- 3 消費者の酪農に対する理解醸成の推進のため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

## 食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の強化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化や生産性の向上、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、経営安定対策を継続すること。特に肉用繁殖雌牛の増頭を図るため、繁殖経営への新規参入の促進、繁殖雌牛の導入、酪農経営や公共牧場を活用した増頭の取組等を強力に推進すること。
- 2 乳用種牛肉については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が講じられているが、乳用種牛肉の流通実態を把握し、効果的な情報発信と認知度の向上を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。

平成19年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	18年度	19年度
補給金単価	10.40円/kg	10.55円/kg
限度数量	203万トン	198万トン

2 指定食肉の安定価格

（単位：円/kg）

		18年度	19年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010
	安定基準価格	780	780
豚肉	安定上位価格	480	480
	安定基準価格	365	365

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

		18年度	19年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	200,000	200,000
	乳用種	110,000	110,000
	交雑種	175,000	175,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用種	141,000	141,000
	乳用種	80,000	80,000
	交雑種	135,000	135,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。